

## 豊橋市子ども・子育て会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市子ども・子育て支援法施行条例(平成26年条例第39号。以下「条例」という。)第6条第6項の規定に基づき豊橋市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 条例第6条第2項に規定するその他市長が必要と認める事務は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市こども計画の推進に関すること。
- (2) その他子ども・子育て支援対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。
- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議の事務局は、会議の審議内容に応じ、こども未来部子育て支援課又は同部保育課が務めるものとする。

### (会議の特例)

第5条 会長は、やむを得ない理由がある場合は、委員に書面を送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の規定による書面による会議について準用する。この場合において、同条第2項中「が出席しなければ議事を開き、議決することができない」とあるのは「から書面により回答がなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。  
(豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)
- 2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱(平成22年5月11日施行)は、  
廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。